

計画作成年度	平成30年度
計画主体	広尾町

## 広尾町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 広尾町農林課農政林務係  
所在地 広尾郡広尾町西4条7丁目1  
電話番号 01558-2-0179  
FAX番号 01558-2-6294  
メールアドレス [n-norin@town.hiroo.jg.jp](mailto:n-norin@town.hiroo.jg.jp)

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	エゾシカ、ヒグマ、キツネ、ハシブトガラス・ハシボソガラス（以下、カラスと表記。）、ドバト、タヌキ、ゴマフアザラシ・ゼニガタアザラシ（以下、アザラシと表記）、 <b>アライグマ</b>
計画期間	<b>平成31年度～平成33年度</b>
対象地域	広尾町

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（平成29年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
エゾシカ	牧草	148.5ha 47,469千円
	デントコーン	25.9ha 11,395千円
	ばれいしょ	1.2ha 894千円
	樹木	23.28ha 6,310千円
ヒグマ	デントコーン	17.2ha 7,045千円
キツネ	牧草ロールパック 畜舎等への侵入	50個 400千円
カラス	デントコーン	15.6ha 4,712千円
	牧草ロールパック 畜舎等への侵入	140個 1,120千円
ドバト	デントコーン 畜舎等への侵入	0.3ha 9千円
タヌキ・ <b>アライグマ</b>	畜舎等への侵入	
アザラシ	秋さけ	2,399尾 3,483千円

(2) 被害の傾向

エゾシカ	町内の生息数はここ数年大きな変化はなく、畑・飼料作物とも山林に隣接する地域を中心に、春から秋にかけての食害が甚大である。特に牧草では被害程度の把握が難しく、実際には上記数値をはるかに上回る被害があるものと推測される。また、冬期間は造林苗木や樹皮の食害が著しい。 その他、道路への飛び出しによる交通事故が通年で発生している。
ヒグマ	生息状況の詳細は不明であるが、近年市街地付近での目撃例が増えており、生息域が人の生活圏と重なってきていることが窺われる。現状では人畜に対する被害は見られないが、今後も十分な警戒が必要である。 農作物では収穫前のデントコーンの食害が目立つ。
キツネ	乳牛が分娩時に咬まれ廃用になった例がある他、エキノコックス媒介による人的被害のおそれもある。
カラス	デントコーンに対する食害のほか、ビート移植苗の抜き取りや牧草ロールパックの穴あけ等の被害が発生している。また、過去には成牛の乳房をつついて血管を破り失血死させた例もあり、家畜に対する直接被害も懸念される。 また、市街地においても、育雛期における人への攻撃や、生ゴミをあさるなどの苦情も寄せられている。
ドバト	農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
タヌキ	農業用施設に住みつき飼料を食害するほか、糞による汚染や家畜伝染病の媒介などが懸念される。
アザラシ	敷設された定置網に侵入し、秋サケを食い荒らす。
アライグマ	現状、農産物及び人畜に対する被害は見られないが、今後は十分な警戒が必要である。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（平成29年度）	目標値（平成33年度）
牧草被害	148.5ha 47,469千円	被害の30%削減
牧草以外の農作物被害	60.2ha 24,055千円	被害の30%削減
キツネ、タヌキ、ドバト、アライグマの畜舎侵入	畜舎等への侵入あり	侵入頻度の低減
ヒグマによる人畜への被害	無し	未然防止
アザラシによる漁業被害	2,399尾 3,483千円	入網頻度の低減 付近海域からの追い払い

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エゾシカ            猟友会に要請して銃器・一斉駆除による有害駆除を実施。            また、くくり罠の普及活動及び駆除を実施。</li> <li>・ ヒグマ            市街地付近での出沒時には緊急にハンターの出動を要請し、箱わなの設置も含め駆除を実施するなど、迅速な対応に努めている。</li> <li>・ キツネ、カラス、ドバト            銃器のほか、わなによる捕獲を実施している。また、カラス、ドバトについては、音による威嚇や、防鳥ネット、反射材などによる畜舎侵入防止の対策も併せて実施している。</li> <li>・ アザラシ            網を起こす時間帯の変更。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会会員の高齢化等により駆除体制を維持することが困難になりつつあり、後継者の育成が課題である。</li> <li>・ エゾシカの活動が活発な夜間の銃による捕獲が困難なため、わなによる捕獲技術の向上と推進を図る。</li> <li>・ アザラシは鳥獣保護法対象生物であり共存の道を探らなければならない。入網を防ぐ柵の設置や音による防除は漁獲への影響や経費面で懸念される。音波発生装置の試験導入で一定期間の効果が確認されているが、効果を得るためには数種類の装置を全か銃に設置する必要があり、経費が掛かる。</li> </ul>
防護柵の設置等に関する取組	<p>固定的な防護柵は設置していない。各耕作者の判断により、圃場ごとに電気柵を設置し対処しているが、対象作物はデントコーン、ビート等に限られている。</p>	<p>沢が入り組む地形や、設置に係る莫大な費用負担、設置後の施設の維持管理、山林被害増加の懸念等の問題が多く、固定的な防護柵の設置は困難である。</p>

(5) 今後の取組方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・ エゾシカ個体数の減少に向け、行政、農林業関係団体、猟友会など地域が一体となって被害の実態を把握し、継続的な捕獲を実施するほか、わな（くくりわな・移動式囲いわな）による効果的な対策を実施する。また、JAひろおが中心となり地域ごとに電気柵を設置し、被害の防止に努める。防護柵については、問題解決に向けて、今後検討する。</li> <li>・ ヒグマについては、出沒状況に応じ、銃器、わな等を組み合わせた捕獲を実施する。また、市街地住民に対し、ヒグマ誘引の原因となる生ごみやコンポストの管理徹底を呼びかける。</li> <li>・ キツネ、カラスについては中山間地域等直接支払交付金により作成したわなを活用し、より効率的な捕獲に努める。</li> <li>・ ドバトについては、防鳥ネット等による施設への侵入防止に努めるほか、ねぐらとなる遊休施設の管理を徹底する。</li> <li>・ タヌキについては、わなを活用した捕獲に努める。</li> <li>・ アザラシについては、陸上からの観察も含め、より正確な被害状況の把握に努め</li> </ul>
--

るほか、音波装置導入を含め関係機関と協力して共存の道を探る。

- ・アライグマについては、わなを活用した捕獲に努める。
- ・猟友会会員の高齢化に対応するため、捕獲の担い手を育成すると共に、農林業者と一体の捕獲体制について確立する。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

大樹町や町内関係機関で構成する鳥獣被害防止対策協議会にて農林水産業被害情報を共有し、広域的な取組を実施することにより、効果的な有害鳥獣の捕獲を実施する。捕獲については、北海道猟友会広尾支部狩猟免許保持者及び広尾町鳥獣被害対策実施隊の協力により銃器、わなによる捕獲を実施する。

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H21 ～ H24	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害状況に即した捕獲の実施</li> <li>・農業者自らが狩猟免許を取得して積極的に捕獲する等、自衛意識の啓発</li> <li>・北海道猟友会が推進するシカ皮回収事業への協力</li> <li>・駆除奨励金の交付</li> <li>・鳥獣被害対策実施隊の設置 (H23)</li> <li>・各種講習会参加への補助</li> <li>・くくりわな 講習会の開催 1回</li> <li>・エゾシカー斉駆除の実施 3回</li> <li>・捕獲機材 (くくり罟) 購入 44基</li> <li>・捕獲機材 (くま箱わな) 購入 2基</li> <li>・捕獲機材 (移動式囲い罟) 購入 1式</li> <li>・緩衝帯設置 (H24 2箇所)</li> <li>・電気牧柵の購入、設置 (H24) H=2m、4段、L=126,955m</li> </ul>
H25	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施</li> <li>・各種講習会参加への補助</li> <li>・移動式囲いわなによる駆除の実施</li> <li>・電気牧柵の購入、設置 H=2m、4段、L=43,113m</li> <li>・緩衝帯設置 2箇所</li> <li>・捕獲機材 (キツネ箱わな) 購入 4基</li> <li>・捕獲機材 (くま箱わな) 購入 2基</li> <li>・エゾシカー斉駆除の実施 2回</li> </ul>

H 2 6	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施</li> <li>・ 各種講習会参加への補助</li> <li>・ 移動式囲いわなによる駆除の実施</li> <li>・ 電気牧柵の購入、設置 H=2m、4段、L=44,027m</li> <li>・ 緩衝帯設置 2箇所</li> <li>・ 捕獲機材（くくりわな）購入 20基</li> <li>・ エゾシカー斉駆除の実施 1回</li> <li>・ 音波発生装置の購入、設置 7か統×8個</li> </ul>
H 2 7	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施</li> <li>・ 各種講習会参加への補助</li> <li>・ 電気牧柵の購入、設置</li> <li>・ エゾシカー斉駆除の実施</li> <li>・ 移動式囲いわなによる駆除の実施</li> <li>・ 必要に応じた捕獲機材の購入、講習会の開催</li> <li>・ 捕獲したエゾシカの利活用の検討</li> </ul>
H 2 8 ～ H 3 0	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施</li> <li>・ 各種講習会参加への補助</li> <li>・ 電気牧柵の購入、設置</li> <li>・ エゾシカー斉駆除の実施</li> <li>・ 移動式囲いわなによる駆除の実施</li> <li>・ 必要に応じた捕獲機材の購入、講習会の開催</li> <li>・ 捕獲したエゾシカの利活用の検討、実施</li> </ul>
H 3 1 ～ H 3 3	有害鳥獣 全般	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 狩猟免許取得者確保のための普及、啓発活動の実施</li> <li>・ 各種講習会参加への補助</li> <li>・ 電気牧柵の設置</li> <li>・ エゾシカー斉駆除の実施</li> <li>・ 移動式囲いわなによる駆除の実施</li> <li>・ 必要に応じた捕獲機材の購入、講習会の開催</li> <li>・ 捕獲したエゾシカの利活用の検討、実施</li> </ul>

### (3) 対象鳥獣の捕獲計画

<p>捕獲計画数等の設定の考え方</p> <p>エゾシカは過去3年間、平均約1224頭を捕獲しているが、生息数の大幅な減少にはつながらない状況にある。しかしながら現体制での捕獲には限界があるが、当面現状の捕獲数を維持するものの、国等の事業を活用し、効率的な対策を実施することにより、捕獲頭数の上積を図る。</p> <p>ヒグマについては自然保護の観点から、出没状況に応じた対応を行う。</p> <p>キツネ、タヌキ、カラス、ドバトについては、農業施設の周辺や市街地付近など、銃器による駆除が困難な場合が多いため、わなによる若干の捕獲増を考慮したうえで過去実績並の捕獲を計画する。</p>
---

アザラシについては、鳥獣保護法で規定する希少鳥獣であるため独自の計画は立てられない。

アライグマについては、目撃情報及び被害状況がごく少数であるが農作物及び人畜への被害が懸念されるため捕獲を計画する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	1,600頭	1,600頭	1,600頭
ヒグマ	20頭	20頭	20頭
キツネ	70頭	70頭	70頭
カラス	100羽	100羽	100羽
ドバト	30羽	30羽	30羽
タヌキ	20頭	20頭	20頭
アライグマ	20頭	20頭	20頭

#### 捕獲等の取組内容

エゾシカは銃器のほか捕獲機材による捕獲を基本とし、狩猟期間を除く通年、主に山林に隣接する農村地域を中心に全町を対象とする。なお、農村地域での捕獲にあたっては、土地所有者の了解を得る等、トラブルの発生防止に留意する。

ヒグマについては可能な場合は追い払い等の取り組みを検討し、市街地付近での出没や、繰り返し農作物への被害を与えるなど真にやむを得ない個体のみを駆除の対象とする。捕獲は銃器及び箱わなによるものとし、箱わなを使用する際には、安全確保のため設置場所に十分留意するとともに、周辺住民に周知し注意を喚起する。

キツネ、タヌキ、カラス、アライグマの捕獲は銃器による捕獲と併せ、わなによる効率的な捕獲を実施する。

ドバトは農業用施設への侵入防止策の実施を前提とし、銃器による捕獲は補完的に実施する。

#### (4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
広尾町	エゾシカ、タヌキ

#### 4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画、

対象鳥獣	整備内容		
	31年度	32年度	33年度
エゾシカ	電気柵 (H=2.0m、4段)	電気柵 (H=2.0m、4段)	電気柵 (H=2.0m、4段)

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
H31 ～ H33	ヒグマ	ヒグマの生態を理解し、各地区での電気柵等による防除、また、生ごみ、コンポスト、水産加工残渣、放任果樹等ヒグマ誘引の原因となるものの管理を徹底するよう住民に呼びかけ、市街地など住宅付近への出没を未然に防止する。また、目撃等の情報を受けハンターに出動を要請し、関係機関と連携して周辺の巡回パトロールを実施する。
	アザラシ	陸上からの双眼鏡による観察も含め、より正確な被害状況の把握に努め、音波装置導入を含め関係機関と協力して共存の道を探る。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

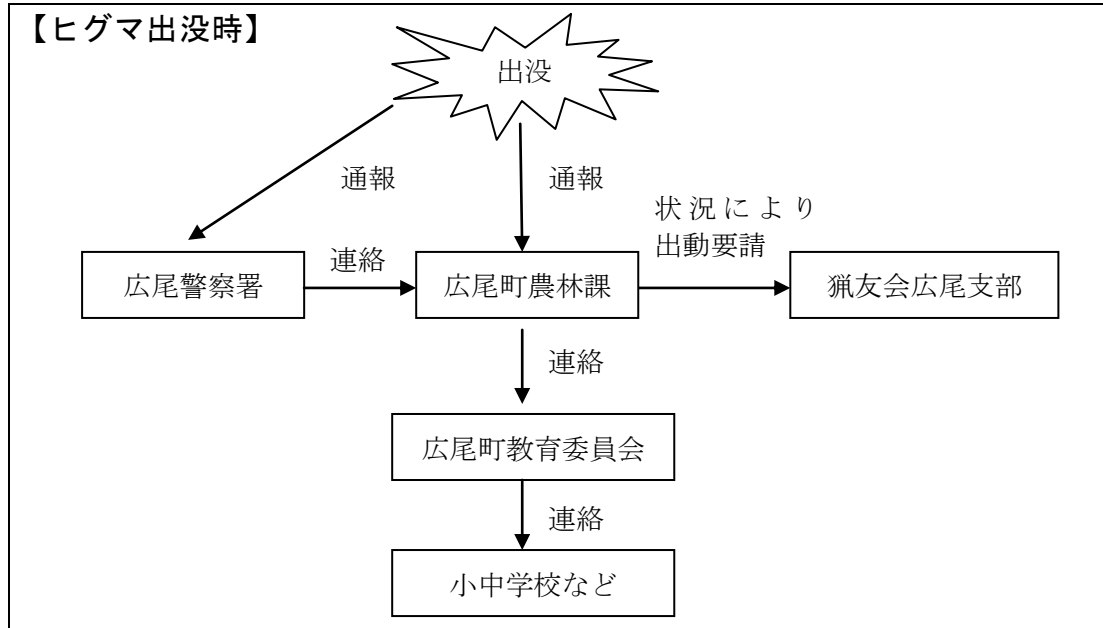
(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
広尾町農林課	関係機関との連絡調整、住民への注意喚起
北海道釧路方面広尾警察署	有害鳥獣出没情報の共有、住民の誘導
北海道猟友会広尾支部	有害鳥獣出没時における緊急パトロール及び捕獲活動

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。



(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 被害防止対策協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	広尾町鳥獣被害防止対策協議会
構成機関の名称	役割
広尾町	有害鳥獣被害状況の把握、被害防止に係る関係機関等の連絡調整、事業の導入等
広尾町農業協同組合	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた対策、営農指導等の実施、被害の把握
十勝農業改良普及センター 十勝南部支所	有害鳥獣による農業被害の軽減に向けた指導、助言等
広尾町広尾集落	有害鳥獣被害の把握と捕獲に係る協力 (中山間地域等直接支払交付金事業)
広尾町森林組合	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
北海道猟友会広尾支部	有害鳥獣の生息状況確認、捕獲等の実施
広尾漁業協同組合	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた対策等の実施、被害の把握
有限会社 北藤ファーム	エゾシカの捕獲、捕獲したエゾシカの有効利用

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
十勝総合振興局森林室 大樹事務所	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等
十勝西部森林管理署 広尾事務所	国有林への入林等に係る指導、協力、情報提供等
十勝総合振興局保健環境部 環境生活課自然環境係	有害鳥獣の捕獲に係る情報提供、指導、助言及び捕獲許可に関する事項等
十勝総合振興局産業振興部 林務課森林整備係	有害鳥獣による森林被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等
十勝総合振興局産業振興部 水産課水産振興係	有害鳥獣による漁業被害の軽減に向けた情報提供、指導、助言等

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

鳥獣被害対策実施隊を設置し、隊員は「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」第9条第3項に規程する者とする。なお、同実施隊については、対象鳥獣の捕獲・駆除に関する業務を行い、本町の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に遂行するものとする。

・実施隊の規模について

平成24年4月1日設立（隊員23名（H30年4月1日時点）、猟友会会員23名）

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

本計画に基づく鳥獣被害防止対策を適切に実施するため、広尾町鳥獣被害防止対策協議会内で連携を密に図り、効果的な実施体制を整備する。

また、農林業者自らが被害防止のために対策を図ることが重要なことから、啓発・指導活動を行う。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲等をした有害鳥獣については、原則持ち帰り、肉、毛皮等の有効利用を図るほか、焼却等の適切な処理を行う。ただし、地形的要因等により持ち帰り困難な場合に限り現地に埋設する。

8. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

--